

株式会社と農事組合法人（2号法人）の比較

項 目		株式会社 (株式譲渡制限会社)	農事組合法人
根拠法		会社法	農業協同組合法
事業の目的		営利追求	共同利益の増進
事業の内容		制限なし	農業の経営並びにこれらに附帯する事業のみ
出資者の数		1人以上（発起設立） 2人以上（募集設立）	資格：農民、他定款で定めるもの 数：3人以上（上限なし）
出資者の呼称		株主	組合員
員外利用		制限なし	制限なし
資本金（出資金）の額		〃	〃
定款認証		必要	不要
出資者と経営者の関係		出資者と経営者が分離	出資者と経営者が原則一致
意思決定		株主総会による決議	総会による決議
決議方法		1株1議決権	1人1議決権
取締役・ 理 事	資 格	なし	その法人の農民たる組合員に限定
	数	1人以上 (取締役会設置会社は3人以上)	1人以上
	任期	原則2年以内 最長10年	3年以内
監査役・ 監 事	設 置	一定のケースのみ必要	任意
	任 期	原則4年以内 最長10年	3年以内
決算公告		必要	不要
雇用労働力		制限なし	法人事業に常時従事する者のうち 組合員および組合員と同一世帯に 属する者以外の者が常時従事者数 の2/3以下であること
剰余金の配当		出資配当	・出資配当(年7%以内) ・事業分量配当(1号事業を行う場 合に限る) ・従事分量配当
登録免許税(設立登記)		資本金の7/1000 (最低15万円)	農業協同組合法に基づく登記は 非課税